

所 属 長 様

財政課長 岩 崎 友 紀

(公印省略)

平成27年度9月補正予算要求見積書の提出について (通知)

このことについて、9月定例市議会に向け予算の補正を必要とするところは、下記により補正予算見積書を提出されますようお願いいたします。

記

1. 提出期限 平成27年 7月 9日 (木) 12:00まで
 2. 提出部数 3 部 (ただし総務費は2部)
 3. 留意事項
 - (1) 義務的、経常的な経費については、当初予算に年間必要額を計上しているため、原則として補正は行いません。補正予算要求は、その後の情勢の変化(国、県の制度や予算措置の状況)や施策としての取り組みに係るものとします。
 - (2) 既存事業に係る補正(増額若しくは減額)要求を行う場合は、行政評価を判断指標として活用するとともに、その必要性、効果、緊急性を十分に精査、検討してください。
 - (3) 起債を伴う事業は、必ず事前に財政課と協議してください。
 - (4) 庶務担当課において取りまとめの上、部長決裁を受けて提出してください。
 - (5) その他
 - ①補正予算見積書のシステム入力、補正予算編成支援に入力してください。
- | | | | |
|--------------|--------|--------------|--------|
| 一般会計 | ⇒(第3号) | 公共下水道特別会計 | ⇒(第2号) |
| 国民健康保険特別会計 | ⇒(第2号) | 農業集落排水事業特別会計 | ⇒(第2号) |
| 介護保険特別会計 | ⇒(第2号) | 市営駐車場特別会計 | ⇒(第1号) |
| 立花台地開発事業特別会計 | ⇒(第1号) | 後期高齢者医療特別会計 | ⇒(第1号) |
- ②補正予算見積書の製本順は、6月補正予算見積書と同様に行ってください。
 - ③集計表及び調書等の添付資料は、添付ファイルを利用してください。
 - ④財政担当ヒアリング(予定) 平成27年7月10日(金)～
- (6) 国県補助金の返還金がある場合は9月補正で要求していただくとともに、平成27年4月20日付け伊財第36号で通知しておりました平成26年度3月追加補正を行った地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金に係る事業については減額補正の要求を行っていただきますようお願いいたします。